

○大田区SDGs推進会議条例施行規則

令和 4 年 3 月 11 日

規則第 10 号

改正 令和 6 年 3 月 11 日第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大田区SDGs推進会議条例（令和 4 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験者 2 名以内

(2) 関係機関、区内企業及び団体等から推薦を受けた者 7 名以内

(3) 区職員 3 名以内

(庶務)

第 3 条 大田区SDGs推進会議の庶務は、企画経営部企画課が処理する。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 11 日規則第 10 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。